



Title	「日本人の法意識」はどのように変わったか : 1971年、1976年、2005年調査の比較
Author(s)	松村, 良之; Matsumura, Yoshiyuki; 木下, 麻奈子 他
Description	論説
Citation	北大法学論集, 57(4), 474 [1]-435 [40]
Issue Date	2006-11-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16932
Type	departmental bulletin paper
File Information	hogakuronshu57-4-5.pdf



「日本人の法意識」はどのように変わったか

—— 1971年、1976年、2005年調査の比較 ——

松村良之、木下麻奈子、藤本亮
山田裕子、藤田政博、小林知博

目 次

- I はじめに
- II 調査方法
- III 調査の結果

I はじめに

本調査の目的は、過去30年間に法に対する日本人の態度がどのように変化したかを検証することである。そのため日本文化会議が1976年に施行した第2回「日本人の法意識」の調査（日本文化会議（編），1982）の追試を行った⁽¹⁾⁽²⁾。

追試データは、今後さまざまな技法を用いて分析していく予定である。その前提として、データセットを確定し、基礎的かつ叙述的なデータを示すという作業が必要である。従って本稿では、そのような趣旨に従って、本調査の単純集計を、比較のために、日本文化会議の法意識調査の結果とともに示すことにする。なお今回使用した質問が、日本文化会議が1971年に行った第1回調査（日本文化会議，1973）においても尋ねられている場合には、それについても結果を掲出した。

[1]

Ⅱ 調査方法

(1) サンプリング

文部科学省科学研究費特定領域研究 (B) 「法化社会における紛争処理と民事司法」(領域代表村山眞維明治大学法学部教授) プロジェクトの大きな柱の1つとして、我々、A01班「現代日本人の法意識」(班長松村良之千葉大学法経学部教授) は、A02班「紛争行動の研究：法の主題化過程」(班長村山眞維) と共同で大規模な全国法意識調査を行った。本稿で述べる日本人の法意識の追試は、その一部として行なわれたものである。

母集団は全国成人であり、調査全体のサンプル数は25,014である。サンプリングの方法は2段階抽出ランダムサンプリングで、抽出地点は1,137地点であり、1地点から22名を住民基本台帳もしくは選挙人名簿で系統抽出法により抽出した。サンプリングは、2004年12月から2005年1月にかけて行われた。

サンプル数が多いので、調査票は1通りではなく、11バージョン(本稿では調査票の種類をバージョンと呼ぶことにする)の調査票を作成した。全体のサンプルが膨大な理由は、紛争経験者、相手と接触した者、相談機関を利用した者等々となるにつれてサンプル数が減少することに対応するためである。上記11バージョンのうち1バージョンが、日本文化会議(1973, 1982)の追試を目的としたものであり、全サンプルの1/11に割当てられた。追試調査票を今後K票と呼ぶ。なお、リサーチデザインの詳細については、松村他(2006)を参照されたい。

次に、2005年調査と比較するために1971年調査と1976年調査のサンプリングについて述べる。

【1971年調査】

1971年調査の調査対象者は、首都30キロメートル圏内、および横浜区分の83区市町村(当時)に居住する有権者である。サンプリングの方法は、層別等間隔無作為二段抽出法による。選挙人名簿としては昭和46年6月2日執行された参議院議員選挙での確定数(11,699,231人)のものが使用されている。抽出標本数は、1,500標本(100地点、1地点15標本)である。

【1976年調査】

1976年調査の調査対象者は、首都圏30キロメートル圏内の20歳以上の有権者である。標本数およびサンプリングは、層化無作為二段抽出により1,500サンプル（100地点、1地点15サンプル）を抽出している（日本文化会議，1982:217）。

(2) 実査および回収率

実査は2005年2月から3月にかけて行なわれた。K票のサンプル数は、2,274であり、有効回答数は1,138、回収率は50.0%である。一見すると他の同種調査に比べて低いように見えるかもしれないが、本調査では、ランダム性を厳しく確保するために、予備サンプルの使用は、本人の死亡、転居など非常に限定的な場合に限ったためであって、決して低いものではない。なお調査全体の回収数（面接、留め置きの方々に回答した者）は12,408、回収率は49.6%である。

1971年調査と1976年調査について述べると以下の通りである。

1971年調査については、回収率は70.2%（回収数1,053標本）である。調査期間は1971年7月22日から27日であった（日本文化会議，1973:53-54）。1976年調査については、回収率は72%（回収数1,080サンプル）である。調査期間は1976年3月11日から3月29日であった（日本文化会議，1982:217）。

(3) 調査方法

上で述べたように、A01班の調査はA02班の調査と同時に行われた。調査の方法は、A02班調査（紛争経験調査）は調査員による戸別訪問面接方式、A01班調査（法意識調査）は留め置き方式で行われた。具体的には、A02班面接調査の際に、A01班留め置き調査票を調査回答予定者に渡し、後日調査員が回収に赴くという方法である^[3]。なお、日本文化会議の調査は戸別訪問面接聴取法（日本文化会議，1982:217）であり、この違いが、調査票の構成の若干の差を生み出しており、また、回答の数値の解釈（特に、わからないとか無回答という回答について）においても考慮されなければならない点である。

[3]

「日本人の法意識」はどのように変わったか

(4) 質問文の変更

日本文化会議の日本人の法意識の調査が行われてから、すでに30年近くの年月が経っている。そのため一部の設問の文言が、現在の状況に不適切になっていたり、理解しにくいものがあった。それらの設問は削除、あるいは修正した⁽⁴⁾。

設問を修正した例の一つ挙げると、1976年版Q19の設例では、映画館での場内禁煙を取り上げているが、2005年の社会状況では、映画館での場内禁煙は当然視されているので、設定を場内飲食禁止に変更した。

1971年版と1976年版の調査票の対応関係および変更箇所については表1に詳細を記した。他方、1976年版と2005年版の調査票の対応関係および変更箇所については表2を参照されたい。なおこれらの表においては、1976年の調査票を基準に、質問文を並べた。なお、1971年調査（第1回調査）と1976年調査（第2回調査）の変更箇所については、日本文化会議（編）（1982:24, 215-217）に説明されている。

表1 1971年調査・1976年調査項目対照表（但し、フェースシートを除く）

1971年版 問番号	1976年版 問番号	変更内容
Q 6	Q 1	問番号を変更
Q 5	Q 2	問番号を変更
Q 4	Q 3	問番号を変更
-----	Q 3 B	新規追加
Q 10	Q 4	問番号を変更
Q 37	Q 5	問番号を変更。「公（おおやけ）」を「公共」に変更。
Q 41	Q 6	問番号を変更。質問文の「ワラビヤゼンマイ」を「つつじや、ふじ、など庭に植えるのにちょうどよいような雑木」に変更。選択肢についても文言を修正。
Q 40	Q 7	問番号を変更。選択肢の文言を修正。
-----	Q 8	新規追加
-----	Q 9	新規追加
-----	Q 10	新規追加
-----	Q 11	新規追加
-----	Q 12	新規追加
Q 36	Q 13	問番号を変更
Q 39	Q 14	問番号を変更
Q 42	Q 15	問番号を変更
Q 44	Q 16	問番号を変更。質問文を修正したが選択肢に変更はない。
-----	Q 17	新規追加
-----	Q 18	新規追加

1971年版 問番号	1976年版 問番号	変更内容
-----	Q 19	新規追加
-----	Q 20	新規追加
-----	Q 21	新規追加
-----	Q 22	新規追加
-----	Q 23	新規追加
-----	Q 24	新規追加
-----	Q 25	新規追加
-----	Q 26(1)~(10)	新規追加
Q 14	Q 27	問番号を変更
Q 16	Q 28	問番号を変更
-----	Q 29	新規追加
-----	Q 29 A	新規追加
-----	Q 30	新規追加
-----	Q 30 A	新規追加
-----	Q 31	新規追加
Q 38	Q 32	問番号を変更
Q 35	Q 33	問番号を変更。質問文を変更。
Q 17	Q 34	問番号を変更
Q 18	Q 35	問番号を変更
Q 31	Q 36	問番号を変更。「20人の人がいて、19人は」を「100人の人がいて、99人は」に変更。
-----	Q 37	新規追加
-----	Q 38	新規追加
-----	Q 39	新規追加
Q 32	Q 40	問番号を変更
Q 33	Q 41	問番号を変更
Q 34	Q 42	問番号を変更
Q 45	Q 43	問番号を変更
Q 46	Q 44	問番号を変更
Q 53	Q 45	問番号を変更
Q 54〈最高〉	Q 46	問番号を変更。質問文の「うらみをはらすために1人の人を殺した者に対して」を「殺人に対して」に変更。選択肢から1年未満、1年、3年、7年、を削除し、20年を追加。問の形式も変更した。
Q 55〈最低〉	Q 47	問番号を変更。質問文の「最低の刑罰」を「もっとも軽い刑罰」に変更。問の形式も変更。選択肢から15年、無期、死刑を削除。
Q 56	Q 48	問番号を変更
-----	Q 49	新規追加
Q 1	削除	
Q 2	削除	
Q 3	削除	
Q 7	削除	
Q 8	削除	
Q 9	削除	
Q 11	削除	

「日本人の法意識」はどのように変わったか

1971年版 問番号	1976年版 問番号	変更内容
Q 12	削除	
Q 13	削除	
Q 15	削除	
Q 19	削除	
Q 20	削除	
Q 21	削除	
Q 22	削除	
Q 23	削除	
Q 24	削除	
Q 25	削除	
Q 26	削除	
Q 27	削除	
Q 28	削除	
Q 29	削除	
Q 30	削除	
Q 43	削除	
Q 47	削除	
Q 48	削除	
Q 49	削除	
Q 50	削除	
Q 51	削除	
Q 52	削除	
Q 54(最低)	削除	
Q 55(最高)	削除	
Q 57	削除	
Q 58	削除	

表 2 1976年調査・2005年調査項目対照表

1976年版 問番号	2005年版 問番号	変更内容
		全問において、「DK・NA」を「わからない」に変更。
Q 1	Q 1	「課長」を「上司」に変更。
Q 2	Q 2	変更なし。
Q 3 A	Q 3 - 1	「どちらをとれ」を「どちらを採用しろ」に変更し、「どちらをとれ」の後のカッコ書き(採用しろ)を削除。 問番号を変更。
Q 3 B	Q 3 - 2	問番号を変更
Q 4	Q 45	1976年版のQ 4の場所をフェースシート直前へ移動し、問番号を変更した。
Q 5	Q 4	問番号を変更
Q 6	Q 5	問番号を変更。甲をAに、乙をBに変更した。
Q 7	Q 6	問番号を変更。甲をXに、乙をYに変更した。
Q 8	---	削除

1976年版 問番号	2005年版 問番号	変更内容
Q 9	---	削除
Q 10	Q 7	問番号を変更
Q 11	Q 8	問番号を変更。 「検事」を「検察官」に変更。 1976年版にあった選択肢1のカッコ書き（廃止すべきだ）の文言を削除。 1976年版にあった選択肢2のカッコ書き（あった方がよい）の文言を削除。
Q 12	Q 9	問番号を変更。質問文を短縮した。
Q 13	Q 10	問番号を変更。甲をAに、乙をBに変更した。
Q 14	Q 11	問番号を変更。甲をAに、乙をBに変更した。
Q 15	Q 12	問番号を変更
Q 16	Q 13	問番号を変更
Q 17	Q 14- 1	問番号を変更。 「通りかかったとき」を、「歩いて通りかかったとき」に変更した。 1976年版にあった「状況による」という選択肢を2005年版では削除。そのため、「わからない」という選択肢が選択肢3となっている。
Q 17 S Q	Q 14- 2	問番号を変更。 1976年版では「状況による」と回答したものが答えたが、2005年版では「わからない」と回答したものが答える形式になっている。
Q 18	Q 15- 1	問番号を変更。 電車を汽車に変更。
	Q 15- 2	1976年版では「3 場合による」を選択した者がQ 18の中で「どういう場合になら吸ってもよいでしょうか」という間に回答する形式だが、2005年版ではその部分をQ 15- 2と独立させ、「どういう場合なら吸うでしょうか。具体的にお書きください」という文言に変更した。
Q 19	Q 16- 1	「場内禁煙」を「場内飲食禁止」に変更。 「タバコをすう」を「ジュースを飲んだりスナックを食べたり」に変更。 「喫煙室」を「休憩室」に変更。
	Q 16- 2	1976年版では、「3 場合による」を選択した者がQ 19の中で「どういう場合ならすうでしょうか」という間に回答する形式だが、2005年版ではその部分をQ 16- 2と独立させ、「どういう場合なら飲食するでしょうか。具体的にお書きください」という文言に変更した。
Q 20	Q 17	問番号を変更。 「昨年暮」を削除。「グリコ森永事件」を追加。
Q 21	Q 18	問番号を変更
Q 22	Q 19	問番号を変更
Q 23	Q 20	問番号を変更
Q 24	---	削除
Q 25	Q 21	問番号を変更。 「このなかでは」を「以下の意見のなかでは」に変更。
Q 26(1)	Q 22(1)	問番号を変更
Q 26(2)	Q 22(2)	問番号を変更。「かまわない」から「かまわないと思いますか」に変更。

「日本人の法意識」はどのように変わったか

1976年版 問番号	2005年版 問番号	変更内容
Q26(3)	Q22(3)	問番号を変更
Q26(4)	Q22(4)	問番号を変更
Q26(5)	Q22(5)	問番号を変更
Q26(6)	Q22(6)	問番号を変更。「良心によるのだと思う」を「良心によるのだと思いますか」に変更。
Q26(7)	---	削除
Q26(8)	Q22(7)	問番号を変更
Q26(9)	Q22(8)	問番号を変更
Q26(10)	Q22(9)	問番号を変更
Q27	Q23	問番号を変更。 1976年版の選択肢「3 場合による(罪の重さによる)」の カッコ書き(罪の重さによる)を削除。
Q28①	Q24(1)	問番号を変更
Q28②	Q24(2)	問番号を変更
Q28③	Q24(3)	問番号を変更
Q29	Q25-1	問番号を変更
Q29A	Q25-2	問番号を変更。甲、乙、丙をA、B、Cに変更。
Q30	---	削除
Q30A	---	削除
Q31	Q26-1	問番号を変更。 「酒やタバコをのむ」を「酒を飲んだりタバコをすう」に 変更。
Q31 S Q	Q26-2	問番号を変更
Q32	Q27	問番号を変更
Q33	Q28	問番号を変更
Q34	Q29	問番号を変更。 「電車」を「鉄道」に変更。キセルにカッコ書きで説明を 加えた。 2005年版では「金額による」という選択肢なし。そのため 「わからない」という選択肢が選択肢3となっている。
Q35	Q30	問番号を変更
Q36	Q31	「意見です」の「です」を削除。甲、乙をA、Bに変更。
Q37	Q32	問番号を変更
Q38	Q33	問番号を変更。 「司法制度」を「裁判制度」に変更。
Q39	Q34	問番号を変更
Q40	Q35	問番号を変更
Q41	Q36	問番号を変更
Q42	Q37	問番号を変更
Q43	Q38	問番号を変更
Q44	Q39	問番号を変更
Q45	Q40	問番号を変更
Q46	Q41	問番号を変更
Q47	Q42	問番号を変更
Q48	Q43	問番号を変更

1976年版 問番号	2005年版 問番号	変更内容
Q 49	Q 44	問番号を変更した。 1976年版のQ 49の選択肢の原文には、罪名に「・・・罪」とあるが、2005年版では「罪」の文字を削除した。 選択肢 4 の罪名は盗犯等防止法の規定に基づく。 選択肢 5 の罪名を刑法の口語化により「盗品等有償譲受」に変更。 選択肢 6 の罪名を「嘱託殺人罪」から「同意殺人」に変更。 また、「他人を殺してくれとたのまれて殺した」を「他人から自分を殺してくれとたのまれその人を殺した」に変更。

Ⅲ 調査の結果

2005年の調査結果、および1971年調査結果、1976年調査結果を比較する。詳しい数値については、表3を参照してほしい。なお表の左端のKで始まる番号は、統計パッケージSPSSの変数名である。なお各問番号の括弧内に旧とある番号は、1976年版の調査票の問番号である。

1. 義理人情

Q 1 (旧Q 1) では、1976年と2005年を比較すると、大きな変化はない。面倒見のよい上司が好まれる。

Q 2 (旧Q 2) の「大切なこと」として、親孝行をすることを挙げる者が1976年に比べて増加し、自由を尊重することを挙げる者が減っている。

Q 3 - 1 (旧Q 3 A) の社長の親戚の子の場合では1番の人を採用するようにいう者の割合に変化がない。

一方Q 3 - 2 (旧Q 3 B) の恩人の子供の場合2005年調査では、一番の人の子供を採用するようにいう者の割合が若干減少している。ただし2005年においては、わからないを選択する者が増加している。

なお1971年調査では、Q 1 から Q 3 が義理人情スケールとしてスケール化されており、各問の度数は掲載されていない。

2. 融通性

Q 5 (旧Q 6) と Q 6 (旧Q 7) は、所有権について尋ねた質問である。これらは1976年調査では、人々の融通性を測るためのスケールとして使用されている。

「日本人の法意識」はどのように変わったか

Q 5 (旧Q 6) の国有林の問題では、1976年と2005年には分布にほとんど変化がなく、立入禁止の立札に従うものが8割を超えている。なお立札に従うものは1971年では半数しかいない。ただし1971年版では質問文が「ワラビやゼンマイ」であったのを、1976年と2005年では「つつじや、ふじ、など庭に植えるのにちょうどよいような雑木」に変更した。

Q 6 (旧Q 7) の空き地の使用について、2005年調査では7割弱の者が選択肢2の「所有者の許可なしに使用するのはよくない」を選んでいる。1971年においては選択肢1の「子供たちが遊んだって構わない」が半数強を占めていたが、1976年、2005年と経つにしたがって、空地の所有者の許可を必要とするという考えが増加している。

Q10 (旧Q13) は、公務員について融通性を評価させたものだが、1971年、1976年、2005年のいずれの調査においても、大多数の人が臨機応変に法を適用しようとする公務員を好んでいる。

Q11 (旧Q14) は法律の適用について尋ねた質問であるが、これについても、1971年、1976年、2005年のいずれの調査でも、柔軟に適用するものを選択する者が6割強いる。

Q12 (旧Q15) は、契約の適用方法について尋ねた質問である。1971年、1976年、2005年のいずれの調査においても、6割以上の者が「実情にあわなくなったときは、話し合っただけでその契約は守らなくてもすむようにしてもらおう」と考えている。

Q13 (旧Q16) は、契約の内容については、1971年、1976年、2005年のいずれの調査においても、選択肢2の「具体的にキチッと決めておく方がよい」を選んだ者が9割近くいる。

1976年調査では、Q 5 (旧Q 6)、Q 6 (旧Q 7)、Q10 (旧Q13)、Q11 (旧Q14) は、削除した2つの問旧Q 8、旧Q 9 と合わせて、融通性のスケールを作成するために使われた質問であるが、2005年では、二つの意味を持っているようである。つまり所有権については融通性を利かせるのでなくこれを尊重した方がよいとする傾向が強く、一方、法の運用については、柔軟にすべきだと考えている。

Q12 (旧Q15) とQ13 (旧Q16) は融通性スケールには含まれていない質問である。1971年以来、一貫して契約内容については、具体的にキチッと決めておく方がよく、適用は柔軟にした方がよいを選好してい

ることは興味深い。

3. 道徳感情

(1) 素朴な道徳感情

Q22 (旧Q26) は道徳感情を測定する質問である。そのうち、Q22の(1)、(3)、(4)、(5)、(8)、(9)の6問は、1976年調査の分析において、素朴な道徳感情スケールとして使用されている(日本文化会議, 1982:48-50)。

それぞれをみると、まず「(1)悪いことをしたらバチがあたると思いますか」という問について、8割強の者が「はい」と回答している。1976年調査で「はい」と回答した者は6割弱であったので、2005年調査において急増している。

「(3)良いおこないをしたときも、悪いおこないをしたときも、神や仏はこれを知っていると思いますか」、という問に関して、2005年調査では「そう思う」、「まあそう思う」と回答するものが6割強を占めている。1976年調査では肯定する者が4割強であったのに比べると、増加している。

「(4)ひとのタタリはあると思いますか」、という問については、2005年調査では半数強の者が肯定しており、1976年調査より若干増加している。

「(5)先祖に恥じないような生活をしなければいけないと思いますか」、という問について肯定する者は、1976年調査では6割弱であったのが、2005年調査では8割弱に増加している。

「(8)悪い行いをすれば、たとえその人には何事もなかったとしても、その子や孫に必ず報いがあらわれるという言いつたえがあります。あなたはそう思いますか、そう思いませんか」、という問については、約4割の者が肯定している。1976年調査では3割強であったので、2005年調査では若干増加したといえる。

「(9)よく、『うそつきは泥棒のはじまり』ということ言いますが、あなたもそう思いますか、そうは思いませんか」、という問については、1976年調査と2005年調査はよく似た分布を示している。どちらにおいても5割強から6割弱の者が肯定し、否定する者は3割強である。

(2) 法律と道徳感情

「日本人の法意識」はどのように変わったか

法律—道徳感情スケールとして、(2)、(6)、(7)の3つの問が使用されている。まず「(2)法律に違反しなければ、多少悪いことをしてもかまわないと思いますか」、については、1976年調査と2005年調査では分布に大きな差はない。8割前後の者が、「そうは思わない」あるいは「あまりそう思わない」と回答している。

「(6)他人に迷惑をかけないようにするのは、法律でそれが禁止されているからではなく、人間としての良心によるのだと思いますか」、という問については、1976年調査と2005年調査の分布はほぼ同一である。どちらにおいても9割強が肯定している。

「(7)何かするときに、こういうことをしたら法律にふれるかどうかということと、人間としてやってよいことかどうかということと、世間一般の人はどちらをより多く考えて行動していると思いますか」、という問について、2005年調査では約9割が後者を肯定する。1976年調査でも肯定する者が8割弱いたが、それよりも2005年調査では増加している。

(3) 性・男女間の問題に関する道徳

性・男女間の問題に関する道徳スケールとして、Q21 (旧Q25) とQ25 (旧Q29) および2005年調査では削除した旧Q30を合成している。

まずQ21 (旧Q25) は、刑法にふれるようなわいせつなテレビ番組への処罰について尋ねたものである。2005年調査では、3割の者が処罰を支持し、規制すべきではないとする者は、わずか6%にすぎない。1976年調査に比べると、2005年調査では規制すべきではないという意見よりも処罰すべきであるという意見が多くなっている。

Q25-1 (旧Q29) は、妻子を残してじょうはつした男についての質問であるが、有罪とする者も、無罪とする者も減少し、代わりに「わからない」と回答する者が4割強に増加している。

Q25-2 (旧Q29A) については、1976年と2005年に大きな変化はみられず、どちらにおいても $\frac{3}{4}$ を超える人が法律的には無罪だが、道徳的には許せないと回答している。

4. 法に対する態度

(1) 刑罰

Q9 (旧Q12) 緊急避難の場合においても「罰せられる」と思うもの

は、1976年には3割強であったのが、2005年では4割強に増えている。

Q19 (旧Q22) は尊属殺についての刑罰についての質問であるが、重い罪とすべきだとするものが4割弱と、1976年に比べて減少している。

Q23 (旧Q27) は自首に関する質問である。2005年調査では6割強の者がすすめるとしている。1976年調査と大きな差はみられない。

Q29 (旧Q34) ではキセル乗車に対する取り締まりについて尋ねている。2005年調査では「金額による」という選択肢がないため、1971年調査、1976年調査と数値をそのまま比較することはできない。とはいえ、2005年調査ではもっと厳しく取り締まるべきであるという回答を選択するものが増加している。

Q30 (旧Q35) は死刑の是非に関する質問である。1971年調査、1976年調査、2005年調査のいずれにおいても8割強の者が「場合によっては死刑もやむを得ない」と回答している。

Q31 (旧Q36) は冤罪についての質問である。1971年と2005年を比較すると、「無実の1人を助けよ」とする者は5割弱から3割強に減少し、また「1人ぐらいやむを得ない」とする者も30.4%から3.5%にまで減少している。それに対し、「罪の種類による」とする者が4割強にまで、「わからない」とする者が3割弱まで増加している。

Q32 (旧Q37) は、日本の刑罰の厳しさを評価させている。1976年においては、「ちょうど適当」とする者が3割もおり、「ややゆるすぎる」、「ゆるすぎる」とする者は合わせて4割弱であった。2005年では厳罰志向がみられ、「ちょうど適当」とする者は1割弱に減り、「ややゆるすぎる」、「ゆるすぎる」を選択する者は合わせて7割弱にも達した。

Q33 (旧Q38) は犯罪者の人権に関する質問である。2005年では「尊重されすぎている」とするものが3割弱にまで増加している。

Q34 (旧Q39) は被害者の人権に関する質問である。2005年の調査によると、「尊重されているとはいえない」が5割弱、「(人権は) ひどく侵害されている」とする者が2割弱に増加している。

Q35 (旧Q40) は在監者の処遇に関する質問である。それによると2005年では人道的に扱うべきだとする者は3割弱に過ぎないのに対し、きびしく懲らしめることを選択する者が半数近くまで増えている。その一方でわからないとする者も2割に増加した。1971年、および1976年では、

「日本人の法意識」はどのように変わったか

人道的に扱うべきであるとする者が6割前後を占めているのと対照的である。

Q36(旧Q41)は刑罰の目的について尋ねている。1971年、1976年では社会復帰を目的とする者が7割以上いたのに対し、2005年ではそれは5割強にまで減少し、懲らしめるためにするとする者が3割強にまで増加している。

Q44(旧Q49)はいくつかの犯罪類型の中で、(1)もっとも重く罰するべきもの、(2)2番目に重く罰するべきもの、(3)3番目に重く罰するべきものを選択させている。その結果、2005年では(1)では同意殺人を選択した者がもっとも多く、(2)については強制わいせつ、(3)では常習の窃盗であった。1976年と比較すると、選択の分布は同じ傾向にある。

(2) 反体制志向⁽⁵⁾

Q24(旧Q28)身に覚えのない逮捕についての設問である。

まずQ24(1)の逮捕令状があっても、身に覚えのないことなら、従わなくてよいと思う者は2005年調査では5割弱と、1971年調査、1976年調査と大きな変化はみられない。ところがそう思わないとする者が3割弱に減少し、わからないとする者が2割強に増加している。

次にQ24(2)逮捕令状がないのに、逮捕しようとしたときには、暴力で抵抗してもさしつかえないという意見については、2005年調査では6割5分の者が「そう思わない」と回答しており、1971年調査、1976年調査と大きな変化はみられない。他方、「そう思う」者も1割強に減少し、代わりに「わからない」とする者が2割強に増加している。

最後にQ24(3)逮捕令状がなければ逃げてしまえばいいという意見については、7割強のものが「そう思わない」と回答し、これについても、1971年調査、1976年調査と大きな変化はみられない。この質問においても肯定する者は減少し、わからないとする者が増加している。

(3) 法律の擁護

Q27(旧Q32)は、法律の目的について尋ねた質問である。1971年、1976年では約半数の者が、「法律はおたがいに、ぐあいよく生活できるように作るべきである」という選択肢を選んでいる。それに対して2005年調査では、半数強の者が「法律は世の中に正義がおこなわれるように作るべきである」と回答した。

(4) 悪法も法か

Q28 (旧Q33) は悪法も法律として遵守すべきか否かについて尋ねている。1976年では、賛成が3割弱、必ずしも全面的に賛成できないが6割弱であったが、2005年では、賛成が1割5分、必ずしも全面的に賛成できないが7割強と変化した。

(5) 訴訟

Q37 (旧Q42) は裁判、とくに民事訴訟についてである。2005年では6割強の者が「よほどのことがないかぎり考えない」を選択している。1971年、1976年、2005年と年を追うごとに、「よほどのことがないかぎり考えない」を選択する者が増加してきている。

Q38 (旧Q43) は「訴訟は、お金もかかるし、暇もかかり、たとえ訴訟に勝っても損をすることの方が多い」という意見に対する評価である。2005年ではこの意見を肯定する者は6割弱おり、1971年、1976年と大きな変化はない。ただしわからないとする者が3割弱にまで増加している。

Q39 (旧Q44) も訴訟や調停などについての質問である。1971年、1976年、2005年のいずれにおいても約4割の者が「訴訟」をするというのはあまり好ましくないが、「調停」や裁判所での「公的な話し合い」ぐらいならどんどんやってよい」を選択している。他方、「できるだけそういうことをしないで、「私的な話し合い」で解決するよう努力すべきである」は年を追うごとに若干減少し3割程度になったが、「わからない」を選択する者は2割にまで増加している。

(6) 交通信号の遵守

Q14-1 (旧Q17) 信号の遵守については、信号が赤なら車が来る心配がなくとも青になるまで待つとする者が半数強を占めている。1976年調査では、状況によるという選択肢があり、約4分の1の者がそれを選択していたので、2005年調査の結果と直接比較することはできないが、1976年においても赤信号を守るとした者が多数を占めていた。

Q14-2 (旧Q17SQ) については、2005年では「わからない」とした者に多重回答させ、1976年では、「状況による」と回答した者に多重回答させているので、数値を直接に比較することはできない。ただしどちらにおいても、「自分が非常に急いでいるようなときには渡る」を選択する割合が高い。

「日本人の法意識」はどのように変わったか

なおQ14-1（旧Q17）、Q14-2（旧Q17S Q）は軽微な違反への厳罰志向のスケールに使用された質問の一部である。

(7) 禁煙

Q15（旧Q18）は車内禁煙と表示があるが、他人に迷惑にならないときにタバコを吸うことの是非を尋ねた質問である。1976年調査でも2005年調査でも9割前後の者が「吸ってはいけない」と回答している。

Q16（旧Q19）は場内飲食禁止の表示がある場合の対応である。6割強の者が「自分だけでも休憩室まで行ってそこで飲み食いするだろう」と回答している。1976年調査においては、場内飲食についてではなく、場内禁煙の設定で尋ねているが、7割5分の者が「自分だけでも喫煙室に行くだろう」と回答している。なお設問の設定を変えた理由は、現在において映画館で喫煙できる状況ではないからである。

(8) 個人と社会のバランス—公益か私益か

Q4（旧Q5）の1976年では公共の利益を優先する者が6割近くいたが、2005年ではその割合が4割強に減少している。

(9) 法律への評価

① 時効

Q8（旧Q11）は時効についての設問である。1976年においては「時効などない方がよい」とするものは4割弱に過ぎなかったのが、2005年調査では6割近くにも増加した。

Q17（旧Q20）三億円事件などのいくつかの大事件での時効の是非について尋ねたものである。2005年調査においては7割以上の者が、時効などない方がよいと回答している。一方、1976年では、時効などない方がよいと回答した者は、5割程度であった。

Q18（旧Q21）は恩人を殺した事件での時効の是非である。Q18においても8割の者が時効がない方がよいと回答しており、1976年よりも厳罰志向が進んでいる。

② 安楽死

Q7（旧Q10）の安楽死については、2005年調査では、有罪を選択する者が2割強、無罪を選択する者が4割弱である。1976年調査と比較すると、回答傾向に大きな差は見られないが、2005年調査において「わからない」と回答するものが増加している。

③ プライバシー

Q20(旧Q23)は子供のころに天才少年と騒がれた大人の生活を報道することが、プライバシーの侵害に当たるかどうかについての質問である。2005年調査においては、7割近くの者がプライバシーの侵害であると考えている。1976年調査では6割程度であったので、プライバシーの侵害であると考えている人が若干増加している。

④ 未成年禁酒等

Q26-1(旧Q31)においては、未成年禁酒および禁煙を法律で規定していることの知識を尋ねている。1976年においても2005年においてもほとんど全員が知っていると回答している。

Q26-2(旧Q31SQ)では、この法律の効果について尋ねている。2005年調査では、あげていないとする者が7割強であり、1976年調査から大きな変化はみられない。

(10) 法知識

Q40(旧Q45)では子は親を扶養する法律上の義務があると思うか否かを尋ねている。なお正解は選択肢1の「義務がある」である。2005年においては、義務があるとした者も、ないとした者もどちらも4割前後であり、わからないとした者が2割に達している。なお1971年では、正解、不正解は両者とも5割弱で、1976年では正解が半数を超えていた。

Q41(旧Q46)は、「殺人に対して、法律上定められているもっとも重い刑罰はどんなことだと思うか」について尋ねている。正解は死刑である。2005年調査では7割強が死刑と答えている。なお1976年と2005年調査では大きな変化はないが、1971年調査では、無期懲役とするものが2割強もいた。ただし1971年版の質問文「うらみをはらすために1人の人を殺した者に対して」を、1976年版と2005年版では「殺人に対して」に変更した。また1971年の選択肢から1年未満、1年、3年、7年、を削除し、20年を追加した上で、問の形式も変更した。

Q42(旧Q47)は、「窃盗をはたらいたものに対して、法律上定められているもっとも軽い刑罰はどんなことだと思うか」について知識を尋ねている。2005年では5割弱が、「1年未満の懲役刑」と正解を選択している。先の殺人の質問に比べると正解率が下がっているが、それと引き換えに「わからない」を選択した者が3割強にまで増加している。な

「日本人の法意識」はどのように変わったか

お1971年版の質問文では「最低の刑罰」とされていたのを、1976年版と2005年版では「もっとも軽い刑罰」に変更した。また問の形式も変更し、選択肢から死刑を削除した。

Q43 (旧Q48) は憲法上の3大義務が何であるかを問うたものである。選択肢は1 家族扶養の義務、2 納税、3 国土防衛、4 人権尊重擁護の義務、5 投票、6 子弟に教育を受けさせる義務、7 勤労の義務、8 憲法尊重擁護の義務、9 わからないである。なお正解は、2 納税、6 子弟に教育を受けさせる義務、7 勤労の義務、の3つである。2005年調査では、2 納税を選択した者が7割強、6 子弟に教育を受けさせる義務を選択した者は5割弱、7 勤労の義務を選択した者も5割弱であった。1971年や1976年と比較すると、2005年では4 人権尊重擁護の義務や8 憲法尊重擁護の義務、5 投票を選択する者が減少している。

表3 「現代日本人の法意識」度数分布表：1971年調査、1976年調査、2005年調査の比較

K01_01_01	Q1. ある会社に次のような2人の上司がいます。もしあなたが使われるとしたら、どちらの上司に使われる方がよいと思いますか。	2005		1976	1971
		度数(人)	%	%	%
	1 規則をまげてまで無理な仕事をさせることはありませんが、仕事以外のことで人のめんどうを見ません	252	22.5	13.5	—
	2 時には規則をまげて無理な仕事をさせることもあります。仕事のこと以外でも人のめんどうをよく見ます	682	60.9	77.6	—
	3 わからない	185	16.5	8.9	—
	合計	1,119	100.0	100.0	—
	無回答	19			
Q2. 次のうち大切なことを2つあげてくれといわれたらどれにしますか。					
K02_01_01	1 親孝行をすること	2005		1976	1971
		度数(人)	%	%	%
K02_01_02	2 恩返しをすること	494	43.4	34.3	—
K02_01_03	3 個人の権利を尊重すること	505	44.4	59.8	—
K02_01_04	4 自由を尊重すること	418	36.7	45.2	—
K02_01_05	5 わからない	28	2.5	2.6	—
	合計	2,143	188.3	194.8	—
	無回答	17			

K03_01_01 Q 3-1. あなたが、ある会社の社長だったとします。その会社で、新しく職員を1人採用するために試験をしました。入社試験をまかせておいた課長が、「社長のご親戚の方は2番でした。しかし、私としましては、1番の人でもご親戚の方でも、どちらでもよいと思いますが、どうしましうか」と社長のあなたに報告しました。あなたはどちらを採用しろといひますか。

選択肢	2005		1976	1971
	度数(人)	%	%	%
1 一番の人を採用するよういいう	711	62.6	62.6	—
2 親戚を採用するよういいう	205	18.1	25.2	—
3 わからない	219	19.3	12.2	—
合計	1,135	100.0	100.0	—
無回答	3			

K03_01_02 Q 3-2. それではこの場合、2番になったのがあなたの親戚の子供でなくて、あなたの恩人の子供だったとしたら、あなたはどうしますか

選択肢	2005		1976	1971
	度数(人)	%	%	%
1 一番の人を採用するよういいう	406	36.2	42.2	—
2 恩人の子供を採用するよういいう	439	39.2	41.9	—
3 その他	49	4.4	3.1	—
4 わからない	227	20.2	12.8	—
合計	1,121	100.0	100.0	—
無回答	17			

K04_01_01 Q 4. 次のような意見があります。あなたはどちらに賛成ですか。

選択肢	2005		1976	1971
	度数(人)	%	%	%
1 個人の権利を認めるためには、公共の利益が多少犠牲になることがあってもしかたがない	353	31.3	26.1	42.0
2 公共の利益のためには、個人の権利が多少犠牲になることがあってもしかたがない	455	40.4	57.9	48.4
3 わからない	318	28.2	16.0	9.6
合計	1,126	100.0	100.0	100.0
無回答	12			

「日本人の法意識」はどのように変わったか

K05_01_01	Q 5. 国有林のなかにつつじや、ふじ、など庭に植えるのにちょうどよいような雑木が生えているとします。しかしそのへんには「国有林につき立ち入りを禁ず」という立札が立っています。ここでAさんとBさんとは意見がわかれました。あなたはどちらの意見に近いですか。 ^{*1}					
	選択肢	2005	1976	1971		
		度数(人)	%	%	%	
	1	Aの意見に近い (A「どうせほっておいたら、雑木として刈りとられてしまうのだから2～3本とつてもかまわない」)	141	12.4	12.3	41.6
	2	Bの意見に近い (B「雑木として刈りとられてしまうとしても、とにかく『立入禁止』と書いてある以上、そこへ入ってとつてはいけない」)	952	83.7	85.0	55.2
	3	わからない	45	4.0	2.7	3.2
	合計	1,138	100.0	100.0	100.0	
無回答	0					
K06_01_01	Q 6. 近所に空地があります。これはAさんの私有地なのですが、たまたま、いま空地になっています。そこへ近所の子供たちがきて、野球をやったり、ボール遊びをしたりします。そこで、Aさんはいつも「ここは私の土地だからここで遊ばないように」と注意をするのですが、子供たちはなかなか言うことをききません。ところで、この近所に住んでいるXさんとYさんは、この件について話しあって意見が対立しました。あなたはどちらの意見に近いでしょうか。					
	選択肢	2005	1976	1971		
		度数(人)	%	%	%	
	1	Xの意見に近い (X「どうせ空いているのだから、子供たちが遊んだつてかまわないではないか」)	313	27.5	39.6	54.1
	2	Yの意見に近い (Y「いくら空いていても、この空地は私有地なのだから、所有者の許可なしに使用するのはいくはない」)	766	67.4	56.1	42.5
	3	わからない	58	5.1	4.3	3.4
	合計	1,137	100.0	100.0	100.0	
無回答	1					
K07_01_01	Q 7. ある医師が、不治の病で激痛に苦しむ患者に同情して、投薬を止めてその患者を死に至らせたとします。あなたはこの医師を有罪にすべきだと思いますか。無罪にすべきだと思いますか					
	選択肢	2005	1976	1971		
		度数(人)	%	%	%	
	1	有罪にすべきだ	246	21.7	29.2	—
	2	無罪にすべきだ	426	37.5	38.9	—
	3	わからない	464	40.8	31.9	—
	合計	1,136	100.0	100.0	—	
無回答	2					

K08_01_01	Q 8. 罪を犯しても一定期間たつと、もはや検察官が起訴をすることができず、したがって罰せられることもなくなるという時効の制度について、あなたはどのように思いますか。このような制度はあった方がよいと思いますか。ない方がよいと思いますか					
	選択肢	2005		1976	1971	
		度数(人)	%	%	%	
	1	時効などない方がよい	670	59.1	39.7	—
	2	時効はあってもよい	273	24.1	47.7	—
3	わからない	191	16.8	12.6	—	
	合計	1,134	100.0	100.0	—	
	無回答	4				
K09_01_01	Q 9. あなたが、Aさんの家の飼犬におそわれて、他に方法がないので、難をのがれるためことわりなしにBさんの家のドアをこわして侵入したことについて、罰せられると思いますか。					
	選択肢	2005		1976	1971	
		度数(人)	%	%	%	
	1	罰せられると思う	492	43.3	32.5	—
	2	罰せられないと思う	428	37.7	57.0	—
3	わからない	215	18.9	10.5	—	
	合計	1,135	100.0	100.0	—	
	無回答	3				
K10_01_01	Q10. 公務員には2つのタイプの人があります。あなたはどちらの人の方が好きですか					
	選択肢	2005		1976	1971	
		度数(人)	%	%	%	
	1	Aの方が好き (A「いつどんなときでも、法をまげることなく、文字どおりにそれを適用しようとする人」)	175	15.4	19.6	29.1
	2	Bの方が好き (B「法の狙いをくんで、臨機応変に法を適用しようとする人」)	842	74.0	73.4	66.4
3	わからない	121	10.6	7.0	4.6	
	合計	1,138	100.0	100.0	100.0	
	無回答	0				
K11_01_01	Q11. 法律について次の2つの意見があります。あなたはどちらの意見に近いですか					
	選択肢	2005		1976	1971	
		度数(人)	%	%	%	
	1	Aの意見に近い (A「法律というのは、守るためにあるのだから違反した場合は、必ず制裁をするということだけでは意味がない」)	282	24.8	26.3	33.5
	2	Bの意見に近い (B「法律というのは、状況によって制裁を加えるかどうかを判断すべきもので、文字どおりに適用するのはよくない」)	723	63.6	65.7	62.3
3	わからない	132	11.6	8.0	4.2	
	合計	1,137	100.0	100.0	100.0	
	無回答	1				

「日本人の法意識」はどのように変わったか

K12_01_01	Q12. いちど交わした契約が、何年かたって実情にそぐわなくなったとき、あなたはどのようにしますか。次の2つのどちらの意見に近いですか	2005		1976	1971
		選択肢	度数(人)	%	%
	1 いくら実情にそぐわなくなっても、契約は契約だから、一度決めたことは守る	261	23.0	31.7	31.6
	2 実情にそぐわなくなったときには話し合っってその契約は守らなくてもすむようにしてもらおう	730	64.3	61.7	64.3
	3 わからない	145	12.8	6.6	4.1
	合計	1,136	100.0	100.0	100.0
	無回答	2			

K13_01_01	Q13. また契約書について次のような意見があります。あなたはどちらの意見に近いですか	2005		1976	1971
		選択肢	度数(人)	%	%
	1 契約書を取りかわすときでも、契約などというものは形式的なものだから、できるだけ簡単にして、契約書の表現もできるだけゆゆうづうがきくようなものにしておく方がよい	53	4.7	6.3	8.5
	2 契約書というものは、あとで解釈などをめぐってもめないように、できるだけこまかく具体的にキチッと決めておく方がよい	989	87.6	89.1	89.5
	3 わからない	87	7.7	4.7	2.0
	合計	1,129	100.0	100.1	100.0
	無回答	9			

K14_01_01	Q14-1. 車のあまり通らない、しかも見通しのたいへんよい交差点に歩いて通りかかったとき、信号が赤になったとします。このようなとき、まわりを見まわしても、車がくる気配がほとんどないことが明らかだったとしたらあなたは信号が赤でも渡りますか。それとも車が来ないことはわかっていても、信号が赤だったら青になるまで待ちますか。	2005		1976	1971
		選択肢	人	%	%
	1 信号が赤でも渡るだろうと思う	408	35.9	16.6	—
	2 信号が赤なら渡らないで、青になるまで待つと思う	614	54.0	57.8	—
	3 状況による	—	—	24.8	—
	4(3) わからない*2	115	10.1	0.9	—
	合計	1,137	100.0	100.1	—
	無回答	1			

K14_02	Q14-2. Q14-1で「わからない」と回答された方にお尋ねします。では、どういう状況のときには渡りますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。				
	選択肢	2005		1976	1971
		度数(人)	%	%	%
	1 みんなが渡っているようなときには、自分1人だけ残ってもしようがないので、そういうときは渡る	32	27.8	6.0	—
	2 自分が非常に急いでいるようなときには渡る	68	59.1	11.9	—
	3 場所によって、赤のときには絶対渡らない信号と、赤でも渡ることがよくある信号とがある	39	33.9	8.0	—
	4 時間帯による(真夜中や早朝などには渡る)	38	33.0	10.0	—
	合計	177	153.9	35.9	—
	無回答	3			
K15_01_01	Q15-1. 汽車にのったら、「車内禁煙」という表示がしてあります。しかし、汽車はがらがらで、タバコをすってもあまり他人に迷惑がかりそうにないようなとき、あなたは「禁煙」と書いてある以上、それは規則なのだから守らなければいけないと思いますか。それとも規則はそうでも現実にはあまり他人に迷惑をかけることがないのなら、吸ってもよいと思いますか。				
	選択肢	2005		1976	1971
		度数(人)	%	%	%
	1 吸ってはいけない	1,071	94.4	89.0	—
	2 吸ってもかまわない	26	2.3	6.9	—
	3 場合による	13	1.1	2.1	—
	4 わからない	24	2.1	2.1	—
	合計	1,134	100.0	100.1	—
	無回答	4			
K16_01_01	Q16. 映画館によっては「場内飲食禁止」という表示がでていても、大勢の人が客席にすわったままジュースを飲んだりスナックを食べたりしています。このようなとき、どうせ自分一人が飲食しなくてもしようがないので、自分もジュースを飲んだりスナックを食べたりするだろうと思いますか。それとも、自分だけでも休憩室まで行ってそこでジュースを飲んだりスナックを食べたりすると思いますか。				
	選択肢	2005		1976	1971
		度数(人)	%	%	%
	1 自分も座席で飲み食いするだろう	279	24.7	15.8	—
	2 自分だけでも休憩室へ行ってそこで飲み食いするだろう	704	62.3	75.1	—
	3 場合による	52	4.6	2.2	—
	4 わからない	95	8.4	6.9	—
	合計	1,130	100.0	100.0	—
	無回答	8			

「日本人の法意識」はどのように変わったか

K17_01_01	Q17. 三億円事件やグリコ森永事件などのいくつかの大事件は、時効になりました。あなたは、このような場合の時効についてどう思いますか。					
	選択肢	2005		1976	1971	
		度数(人)	%	%	%	
	1	時効などない方がよい	809	71.3	51.5	—
	2	時効はあってもよい	187	16.5	38.1	—
	3	わからない	138	12.2	10.4	—
	合計	1,134	100.0	100.0	—	
	無回答	4				
K18_01_01	Q18. では小さい時世話になった善良な老人夫婦に借金を申し込んで断られたのをうらんで、この老人夫婦を殺してお金を奪った男が時効になったとします。あなたは、このような場合の時効についてどう思いますか。					
	選択肢	2005		1976	1971	
		度数(人)	%	%	%	
	1	時効などない方がよい	913	80.6	68.8	—
	2	時効はあってもよい	110	9.7	21.8	—
	3	わからない	110	9.7	9.4	—
	合計	1,133	100.0	100.0	—	
	無回答	5				
K19_01_01	Q19. 親を殺した場合、ほかの殺人よりも重い罪とすべきだと思いますか					
	選択肢	2005		1976	1971	
		度数(人)	%	%	%	
	1	重い罪とすべきだ	453	39.9	52.7	—
	2	親を殺したという理由で特別の扱いをする必要はない	483	42.6	34.0	—
	3	わからない	198	17.5	13.3	—
	合計	1,134	100.0	100.0	—	
	無回答	4				
K20_01_01	Q20. 子供の頃天才少年とさわがれた人が、平凡な大人になり、たいへん貧乏暮しをしていました。それを雑誌記者が記事にしたとします。このような記者の行為は「個人の基本的人権をおかす、プライバシーの侵害である」と思いますか。それともどんなことでも読者は知りたいのだから、このような記事を発表することは「読者の知る権利を守ることになりけっこうなことである」と思いますか。					
	選択肢	2005		1976	1971	
		度数(人)	%	%	%	
	1	プライバシーの侵害である	777	68.5	60.2	—
	2	知る権利を守ることになるのでけっこうなことだ	19	1.7	5.4	—
	3	プライバシーや知る権利とあまり関係がない	201	17.7	24.6	—
4	わからない	137	12.1	9.8	—	
	合計	1,134	100.0	100.0	—	
	無回答	4				

K21_01_01	Q21. さいぎんのテレビ番組のなかには、刑法にふれるようなわいせつな番組が増えているといわれています。このような状況のなかで、あなたはこれらの番組の放映に対してどう思いますか。以下の意見のなかではどの意見にいちばん近いですか					
	選択肢	2005		1976	1971	
		度数(人)	%	%	%	
	1	刑法にふれるようなわいせつな番組を放送した者はほとんどん処罰すべきである	350	30.8	15.0	—
	2	処罰はしないまでも行政官庁や警察などが、勧告ぐらいはすべきである	550	48.5	53.6	—
	3	こういう番組を規制することは、表現の自由をおかすことになるので、規制すべきではない	70	6.2	21.1	—
4	わからない	165	14.5	10.3	—	
	合計	1,135	100.0	100.0	—	
	無回答	3				
K22_01_01	Q22. (1)悪いことをしたらバチがあたると思いますか					
	選択肢	2005		1976	1971	
		度数(人)	%	%	%	
	1	はい	944	83.3	57.6	—
	2	いいえ	189	16.7	40.5	—
		合計	1,133	100.0	98.1	—
	無回答	5				
K22_02_01	Q22. (2)法律に違反しなければ、多少悪いことをしてもかまわないと思いますか					
	選択肢	2005		1976	1971	
		度数(人)	%	%	%	
	1	そう思う	48	4.2	7.3	—
	2	まあそう思う	171	15.1	16.3	—
	3	あまりそう思わない	399	35.3	22.2	—
4	そうは思わない	513	45.4	52.7	—	
	合計	1,131	100.0	98.5	—	
	無回答	7				
K22_03_01	Q22. (3)良いおこないをしたときも、悪いおこないをしたときも、神や仏はこれを知っていると思いますか					
	選択肢	2005		1976	1971	
		度数(人)	%	%	%	
	1	そう思う	376	33.2	26.2	—
	2	まあそう思う	341	30.1	16.8	—
	3	あまりそう思わない	234	20.7	19.7	—
4	そうは思わない	181	16.0	35.7	—	
	合計	1,132	100.0	98.4	—	
	無回答	6				

「日本人の法意識」はどのように変わったか

K22_04_01		Q22. (4)ひとのタタリはあると思いますか			
選択肢		2005		1976	1971
		度数(人)	%	%	%
1	ある	619	55.3	46.0	—
2	ない	500	44.7	51.3	—
合計		1,119	100.0	97.3	—
無回答		19			

K22_05_01		Q22. (5)先祖に恥じないような生活をしなければいけないと思いますか			
選択肢		2005		1976	1971
		度数(人)	%	%	%
1	そう思う	469	41.3	36.8	—
2	まあそう思う	430	37.9	22.4	—
3	あまりそう思わない	160	14.1	17.2	—
4	そうは思わない	77	6.8	22.4	—
合計		1,136	100.0	98.8	—
無回答		2			

K22_06_01		Q22. (6)他人に迷惑をかけないようにするのは、法律でそれが禁止されているからではなく、人間としても良心によるのだと思いますか			
選択肢		2005		1976	1971
		度数(人)	%	%	%
1	そう思う	948	83.5	83.1	—
2	まあそう思う	175	15.4	12.6	—
3	あまりそう思わない	6	0.5	2.2	—
4	そうは思わない	7	0.6	1.4	—
合計		1,136	100.0	99.3	—
無回答		2			

K22_07_01		Q22. (7)何かするときに、こういうことをしたら法律にふれるかどうかということ、人間としてやってよいことかどうかということ、世間一般の人はどちらをより多く考えて行動していると思いますか			
選択肢		2005		1976	1971
		度数(人)	%	%	%
1	法律にふれるかどうかをまず考える	112	9.9	18.4	—
2	人間としてやってよいことかどうかをまず考える	1,020	90.1	79.5	—
合計		1,132	100.0	97.9	—
無回答		6			

K22_08_01	Q22. (8)悪い行いをすれば、たとえその人には何事もなかったとしても、その子や孫に必ず報いがあらわれるという言いつたえがあります。あなたはそう思いますか、そう思いませんか																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">選択肢</th> <th colspan="2">2005</th> <th>1976</th> <th>1971</th> </tr> <tr> <th>度数(人)</th> <th>%</th> <th>%</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 そう思う</td> <td>496</td> <td>43.8</td> <td>33.4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2 そうは思わない</td> <td>382</td> <td>33.7</td> <td>40.6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3 わからない</td> <td>254</td> <td>22.4</td> <td>26.0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,132</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	選択肢	2005		1976	1971	度数(人)	%	%	%	1 そう思う	496	43.8	33.4	—	2 そうは思わない	382	33.7	40.6	—	3 わからない	254	22.4	26.0	—	合計	1,132	100.0	100.0	—	無回答	6								
選択肢	2005		1976	1971																																				
	度数(人)	%	%	%																																				
1 そう思う	496	43.8	33.4	—																																				
2 そうは思わない	382	33.7	40.6	—																																				
3 わからない	254	22.4	26.0	—																																				
合計	1,132	100.0	100.0	—																																				
無回答	6																																							
K22_09_01	Q22. (9)よく、「うそつきは泥棒のはじまり」ということを言いますが、あなたもそう思いますか、そうは思いませんか																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">選択肢</th> <th colspan="2">2005</th> <th>1976</th> <th>1971</th> </tr> <tr> <th>度数(人)</th> <th>%</th> <th>%</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 そう思う</td> <td>595</td> <td>52.4</td> <td>57.4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2 そうは思わない</td> <td>376</td> <td>33.1</td> <td>33.0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3 わからない</td> <td>165</td> <td>14.5</td> <td>9.6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,136</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	選択肢	2005		1976	1971	度数(人)	%	%	%	1 そう思う	595	52.4	57.4	—	2 そうは思わない	376	33.1	33.0	—	3 わからない	165	14.5	9.6	—	合計	1,136	100.0	100.0	—	無回答	2								
選択肢	2005		1976	1971																																				
	度数(人)	%	%	%																																				
1 そう思う	595	52.4	57.4	—																																				
2 そうは思わない	376	33.1	33.0	—																																				
3 わからない	165	14.5	9.6	—																																				
合計	1,136	100.0	100.0	—																																				
無回答	2																																							
K23_01_01	Q23. 家族の中に罪を犯しているものがあり、まだ発覚していないとします。このようなときに、あなたはその家族に「自首」をすすめますか。すすめませんか																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">選択肢</th> <th colspan="2">2005</th> <th>1976</th> <th>1971</th> </tr> <tr> <th>度数(人)</th> <th>%</th> <th>%</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 すすめる</td> <td>714</td> <td>62.9</td> <td>69.8</td> <td>84.5</td> </tr> <tr> <td>2 すすめない</td> <td>11</td> <td>1.0</td> <td>3.9</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>3 場合による</td> <td>310</td> <td>27.3</td> <td>23.4</td> <td>10.6</td> </tr> <tr> <td>4 わからない</td> <td>100</td> <td>8.8</td> <td>2.9</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,135</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>99.9</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	選択肢	2005		1976	1971	度数(人)	%	%	%	1 すすめる	714	62.9	69.8	84.5	2 すすめない	11	1.0	3.9	3.7	3 場合による	310	27.3	23.4	10.6	4 わからない	100	8.8	2.9	1.1	合計	1,135	100.0	100.0	99.9	無回答	3			
選択肢	2005		1976	1971																																				
	度数(人)	%	%	%																																				
1 すすめる	714	62.9	69.8	84.5																																				
2 すすめない	11	1.0	3.9	3.7																																				
3 場合による	310	27.3	23.4	10.6																																				
4 わからない	100	8.8	2.9	1.1																																				
合計	1,135	100.0	100.0	99.9																																				
無回答	3																																							
K24_01_01	Q24. 身に覚えのないことで、警察に逮捕されそうになったとき、次のようなことに賛成ですか、反対ですか。 Q24. (1)逮捕令状があっても身に覚えがないことであるなら、従わなくてよい																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">選択肢</th> <th colspan="2">2005</th> <th>1976</th> <th>1971</th> </tr> <tr> <th>度数(人)</th> <th>%</th> <th>%</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 そう思う</td> <td>550</td> <td>48.6</td> <td>40.3</td> <td>55.7</td> </tr> <tr> <td>2 そう思わない</td> <td>315</td> <td>27.8</td> <td>51.8</td> <td>42.2</td> </tr> <tr> <td>3 わからない</td> <td>267</td> <td>23.6</td> <td>7.9</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,132</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.1</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	選択肢	2005		1976	1971	度数(人)	%	%	%	1 そう思う	550	48.6	40.3	55.7	2 そう思わない	315	27.8	51.8	42.2	3 わからない	267	23.6	7.9	2.2	合計	1,132	100.0	100.0	100.1	無回答	6								
選択肢	2005		1976	1971																																				
	度数(人)	%	%	%																																				
1 そう思う	550	48.6	40.3	55.7																																				
2 そう思わない	315	27.8	51.8	42.2																																				
3 わからない	267	23.6	7.9	2.2																																				
合計	1,132	100.0	100.0	100.1																																				
無回答	6																																							

「日本人の法意識」はどのように変わったか

K24_02_01	Q24. (2)逮捕令状がないのに、逮捕しようとしたときには、暴力で抵抗してもさしつかえない	2005		1976	1971	
		選択肢	度数(人)	%	%	%
	1	そう思う	143	12.6	21.4	28.3
	2	そう思わない	744	65.6	69.2	66.5
	3	わからない	248	21.9	9.4	5.2
		合計	1,135	100.0	100.0	100.0
		無回答	3			

K24_03_01	Q24. (3)逮捕令状がなければ逃げてしまえばいい	2005		1976	1971	
		選択肢	度数(人)	%	%	%
	1	そう思う	66	5.8	12.0	18.5
	2	そう思わない	849	74.8	76.6	77.1
	3	わからない	220	19.4	11.4	4.4
		合計	1,135	100.0	100.0	100.0
		無回答	3			

K25_01_01	Q25-1. 妻子のいる男が妻子の側に何ら非難すべき点もないのに、妻子を残して“じょうはつ”してしまいました。この男は有罪だと思いますか、無罪だと思いますか	2005		1976	1971	
		選択肢	度数(人)	%	%	%
	1	有罪	441	39.0	48.8	—
	2	無罪	230	20.3	29.0	—
	3	わからない	461	40.7	22.2	—
		合計	1,132	100.0	100.0	—
		無回答	6			

K25_02_01	Q25-2. この男について3つの意見があります。あなたはどの意見に賛成ですか	2005		1976	1971	
		選択肢	度数(人)	%	%	%
	1	Aの意見に賛成 (A「そういう無責任な男は法律的にもきびしく処罰すべきである」)	107	9.4	12.7	—
	2	Bの意見に賛成 (B「法律的には無罪だと思うが、妻や子が日常生活に困るかもしれないのに、じょうはつしてしまうとは道徳的に許せないことだ」)	868	76.6	76.3	—
	3	Cの意見に賛成 (C「人間は自由に生きる権利があるのだから、妻子がいても一人で生活してみたくなくなったという男をせめるというのはおかしい」)	34	3.0	5.00	—
	4	わからない	124	10.9	6.1	—
		合計	1,133	100.0	100.1	—
		無回答	5			

K26_01_01	Q26-1. あなたはわが国の法律の中に20歳未満のものに対し、酒を飲んだりタバコをすうことを禁止する法律があるのを知っていますか	2005		1976	1971
		選択肢	度数(人)	%	%
	1 知っている	1,109	97.7	97.9	—
	2 知らなかった	11	1.0	1.4	—
	3 わからない	15	1.3	0.6	—
	合計	1,135	100.0	99.9	—
	無回答	3			

K26_02_01	Q26-2. この法律は効果をあげていると思いますか	2005		1976	1971
		選択肢	度数(人)	%	%
	1 あげている	208	18.3	19.2	—
	2 あげていない	799	70.5	74.5	—
	3 わからない	127	11.2	6.4	—
	合計	1,134	100.0	100.1	—
	無回答	4			

K27_01_01	Q27. 法律について次のような2つの意見があります。あなたはどちらの意見に賛成ですか	2005		1976	1971
		選択肢	度数(人)	%	%
	1 法律はおたがいに、ぐあいよく生活できるようにつくるべきである	361	32.0	49.5	54.5
	2 法律は世の中に正義がおこなわれるようにつくるべきである	587	52.1	39.8	42.0
	3 わからない	179	15.9	10.7	3.5
	合計	1,127	100.0	100.0	100.0
	無回答	11			

K28_01_01	Q28. 「自分の意見では正しくないと思う法律（いわゆる悪法）でも、国の法律である以上は守るべきである」という意見にあなたは賛成ですか	2005		1976	1971
		選択肢	度数(人)	%	%
	1 賛成である	168	14.9	28.9	—
	2 必ずしも全面的には賛成できない	835	73.8	59.0	—
	3 全く反対である	46	4.1	7.0	—
	4 わからない	82	7.3	5.1	—
	合計	1,131	100.0	100.0	—
	無回答	7			

「日本人の法意識」はどのように変わったか

K29_01_01	Q29. 鉄道に乗って「キセル」をする人がよくいますが、このような「キセル」はもっと厳しくとりしまるべきだと思いますか。それほど気にする必要はないと思いますか					
	選択肢	2005		1976	1971	
		度数(人)	%	%	%	
	1	もっときびしくとりしまるべきだ	751	66.4	47.9	50.3
	2	それほど気にする必要はない	196	17.3	34.3	41.3
	3	金額による	—	—	11.8	4.7
	4(3)	わからない*3	184	16.3	6.0	3.6
	合計		1,131	100.0	100.0	99.9
	無回答		7			
	K30_01_01	Q30. 死刑はどんなときにも廃止すべきだと思いますか。場合によっては死刑もやむを得ないと思いますか				
選択肢		2005		1976	1971	
		度数(人)	%	%	%	
1		どんなときにも廃止すべきだ	59	5.2	12.2	14.8
2		場合によっては死刑もやむを得ない	973	86.2	82.1	84.4
3		わからない	97	8.6	5.6	0.8
合計		1,129	100.0	99.9	100.0	
無回答		9				
K31_01_01		Q31. ここに100人の人がいて、99人は本当に罪を犯しており、1人だけは無実で罪を犯していないとします。このようなとき次の2つの意見があります。 A 「この1人の無実のものが誤って罰せられるには、他の99人が罰をのがれることより大変なことであるから、1人でも無実のものが有罪にされるようなことになるよりは、99人の有罪者が無罪になってもやむを得ない」という意見 B 「1人の無実の人には気の毒であるが、だからといって99人の本当に罪を犯しているものをすべて無実にしてしまうのでは、社会の秩序は保てない。100人とも処罰することになってもやむをえない」という意見				
		選択肢	2005		1976	1971
	度数(人)		%	%	%	
	1	無実の1人を助けよ	358	31.7	37.8	48.0
	2	1人くらいやむを得ない	40	3.5	19.3	30.4
	3	罪の種類による	421	37.3	19.7	13.6
	4	わからない	311	27.5	23.3	8.1
	合計		1,130	100.0	100.1	100.1
	無回答		8			

K32_01_01	Q32. あなたは日本において、罪を犯した人に対して加えられる刑罰はきびしすぎると思いますが、それともゆるすぎると思いますが	2005		1976	1971
		選択肢	度数(人)	%	%
	1 きびしすぎる	6	0.5	1.3	—
	2 ややきびしすぎる	19	1.7	4.5	—
	3 ちょうど適当	88	7.8	31.5	—
	4 ややゆるすぎる	401	35.4	18.9	—
	5 ゆるすぎる	378	33.4	18.7	—
	6 わからない	240	21.2	25.0	—
	合計	1,132	100.0	99.9	—
	無回答	6			

K33_01_01	Q33. あなたは今日の日本の裁判制度のなかで、犯罪者の人権は尊重されていると思いませんか、それとも尊重されていないと思いませんか	2005		1976	1971
		選択肢	度数(人)	%	%
	1 尊重されすぎている	328	29.1	7.3	—
	2 尊重されている	380	33.7	39.9	—
	3 尊重されているとはいえない	114	10.1	21.5	—
	4 (人権は) ひどく侵害されている	3	0.3	1.7	—
	5 わからない	304	26.9	29.5	—
	合計	1,129	100.0	99.9	—
	無回答	9			

K34_01_01	Q34. では逆に被害者の人権は、尊重されていると思いませんか、それとも尊重されていないと思いませんか	2005		1976	1971
		選択肢	度数(人)	%	%
	1 非常によく尊重されている	12	1.1	1.4	—
	2 一応尊重されている	158	14.0	40.2	—
	3 尊重されているとはいえない	559	49.5	35.6	—
	4 (人権は) ひどく侵害されている	200	17.7	4.1	—
	5 わからない	200	17.7	18.7	—
	合計	1,129	100.0	100.0	—
	無回答	9			

「日本人の法意識」はどのように変わったか

K35_01_01	Q35. 罪を犯して刑務所に入って服役しているものに対する扱いについて、次のような2つの意見がありますが、あなたは一口で言ってどちらの意見に近いですか					
	選択肢	2005		1976	1971	
		度数(人)	%	%	%	
	1	罪は罪として、やはりきびしくこらしめることが必要であるから、あまり待遇をよくする必要はない	564	49.9	30.2	37.3
	2	できるだけ人道的に、思いやりをもって扱うべきである	333	29.5	60.8	58.2
3	わからない	233	20.6	9.0	4.5	
	合計	1,130	100.0	100.0	100.0	
	無回答	8				
K36_01_01	Q36. 一般的に刑罰を加えるということの意味について2つの対立した考え方があります。あなたはどちらの考えに賛成ですか					
	選択肢	2005		1976	1971	
		度数(人)	%	%	%	
	1	刑罰というのは、悪いことをしたことに對して、それをこらしめるためにするものである	374	33.1	19.0	24.8
	2	刑罰というのは、悪いことをした人が、これから社会に復帰できるように、立ち直らせてやることである	589	52.1	74.0	70.8
3	わからない	167	14.8	6.9	4.4	
	合計	1,130	100.0	99.9	100.0	
	無回答	8				
K37_01_01	Q37. あなたは、自分の権利が侵害されたと感じたとき、裁判所に訴えることを考えますか					
	選択肢	2005		1976	1971	
		度数(人)	%	%	%	
	1	すぐ考える	60	5.3	11.1	22.8
	2	たまには考えることもある	193	17.1	23.7	24.0
3	よほどのことがないかぎり考えない	744	65.9	60.6	49.9	
4	わからない	132	11.7	4.5	3.3	
	合計	1,129	100.0	99.9	100.0	
	無回答	9				
K38_01_01	Q38. 訴訟について、いろいろな意見がありますが、あなたは次のような意見に賛成ですか、反対ですか。(○は一つ) 「訴訟は、お金もかかるし、暇もかかり、たとえ訴訟に勝っても損をすることの方が多い」					
	選択肢	2005		1976	1971	
		度数(人)	%	%	%	
	1	そう思う	651	57.8	59.6	58.8
	2	そう思わない	160	14.2	21.6	27.1
3	わからない	316	28.0	18.7	14.2	
	合計	1,127	100.0	99.9	100.1	
	無回答	11				

K39_01_01 Q39. 訴訟や調停などについて、あなたは次のどの意見に近いですか

選択肢	2005		1976	1971
	度数(人)	%	%	%
1 「訴訟」をする方がよいと思えば、 どんどん訴訟をすべきである	71	6.3	8.1	8.6
2 「訴訟」をするというのはあまり 好ましくないが、「調停」や裁判所で の「公的な話し合い」ぐらいならどん どんやってよい	455	40.6	42.7	39.7
3 できるだけそういうことをしないで、 「私的な話し合い」で解決するよ う努力すべきである	355	31.6	41.3	46.6
4 わからない	241	21.5	7.8	5.0
合計	1,122	100.0	99.9	99.9
無回答	16			

K40_01_01 Q40. 子は親を扶養する法律上の義務があると思いますか

選択肢	2005		1976	1971
	度数(人)	%	%	%
1 義務がある	456	40.4	55.8	48.1
2 義務はない	443	39.3	37.4	47.9
3 わからない	229	20.3	6.7	4.0
合計	1,128	100.0	99.9	100.0
無回答	10			

K41_01_01 Q41. 殺人に対して、法律上定められているもっとも重い刑罰はどんなことだと思いますか*4

選択肢	2005		1976	1971
	度数(人)	%	%	%
1 5年の懲役刑	2	0.2	0.0	3.6
2 10年の懲役刑	3	0.3	0.3	7.1
3 15年の懲役刑	14	1.2	0.4	10.6
4 20年の懲役刑	12	1.1	1.0	—
5 無期懲役刑	145	12.9	16.6	26.3
6 死刑	835	74.1	76.3	41.4
7 わからない	116	10.3	5.4	7.2
合計	1,127	100.0	100.0	96.2
無回答	11			

「日本人の法意識」はどのように変わったか

K42_01_01	Q42. では、窃盗をはたらいたものに対して、法律上定められているもっとも軽い刑罰はどんなことだと思いますか*5				
	選択肢	2005		1976	1971
		度数(人)	%	%	%
	1 1年未満の懲役刑	541	48.0	64.6	51.6
	2 1年の懲役刑	57	5.1	10.7	22.8
	3 3年の懲役刑	75	6.6	5.3	10.5
	4 5年の懲役刑	31	2.7	1.9	2.6
	5 7年の懲役刑	6	0.5	0.3	0.8
	6 10年の懲役刑	33	2.9	1.4	0.6
	7 わからない	385	34.1	15.7	10.1
	合計	1,128	100.0	99.9	99.0
	無回答	10			

Q43. 日本国民の憲法上の三大義務というのは、何と何だと思いますか。(〇は3つまで)					
K43_01_01	選択肢	2005		1976	1971
		度数(人)	%	%	%
K43_01_01	1 家族扶養の義務	158	13.9	24.1	27.1
K43_01_02	2 納税	826	72.6	66.2	69.4
K43_01_03	3 国土防衛	33	2.9	5.2	8.3
K43_01_04	4 人権尊重擁護の義務	389	34.2	48.4	45.8
K43_01_05	5 投票	165	14.5	27.7	26.8
K43_01_06	6 子弟に教育を受けさせる義務	547	48.1	37.4	44.0
K43_01_07	7 勤労の義務	563	49.5	32.6	29.2
K43_01_08	8 憲法尊重擁護の義務	210	18.5	32.5	35.0
K43_01_09	9 わからない	109	9.6	6.7	3.9
	合計	3,000	264	280.8	289.5
	無回答	14			

Q44. ここにいくつかの犯罪があります。これらの犯罪の中で、もっとも悪質で重く罰すべきだとあなたが思うものはどれですかあなたが「もっとも重く罰すべきだ」と思うもの、「2番目に重く罰すべきだ」と思うもの、「3番目に重く罰すべきだ」と思う犯罪を選んで、それぞれの番号を書いてください。」

K44_01_01 Q44. もっとも重く罰すべきもの					
	選択肢	2005		1976	1971
		度数(人)	%	%	%
	1 強盗の準備をしたが実行しなかった【強盗予備】	20	1.8	0.5	—
	2 13歳未満の男女に対してワイセツな行為をした(暴行はしていない)【強制わいせつ】	235	21.4	12.7	—
	3 サギをやった【詐欺】	50	4.6	1.6	—
	4 常習の窃盗【常習の窃盗】	68	6.2	1.5	—
	5 盗品と知りながら買った【盗品の有償譲受】	5	0.5	0.8	—
	6 他人から自分を殺してくれとたのまれその人を殺した【同意殺人】	720	65.6	82.1	—
	合計	1,098	100.0	99.2	—
	無回答	40			

K44_01_02 Q44. 2番目に重く罰するべきもの		2005		1976	1971
選択肢		度数(人)	%	%	%
		1	強盗の準備をしたが実行しなかった【強盗予備】	27	2.5
2	13歳未満の男女に対してワイセツな行為をした(暴行はしていない)【強制わいせつ】	397	36.3	43.1	—
3	サギをやった【詐欺】	186	17.0	8.5	—
4	常習の窃盗【常習の窃盗】	333	30.4	24.4	—
5	盗品と知りながら買った【盗品の有償譲受】	30	2.7	6.0	—
6	他人から自分を殺してくれとたのまれその人を殺した【同意殺人】	122	11.1	9.7	—
合計		1,095	100.0	98.8	—
無回答		43			

K44_01_03 Q44. 3番目に重く罰するべきもの		2005		1976	1971
選択肢		度数(人)	%	%	%
		1	強盗の準備をしたが実行しなかった【強盗予備】	47	4.3
2	13歳未満の男女に対してワイセツな行為をした(暴行はしていない)【強制わいせつ】	225	20.7	19.5	—
3	サギをやった【詐欺】	260	23.9	20.5	—
4	常習の窃盗【常習の窃盗】	397	36.5	34.0	—
5	盗品と知りながら買った【盗品の有償譲受】	84	7.7	11.7	—
6	他人から自分を殺してくれとたのまれその人を殺した【同意殺人】	76	7.0	3.8	—
合計		1,089	100.0	99.0	—
無回答		49			

K45_01_01 Q45. 宗教についておききたいのですが、たとえば、あなたは、何か信仰とか信心とかを持っていますか		2005		1976	1971
選択肢		度数(人)	%	%	%
		1	もっている、信じている	368	33.0
2	もっていない、信じていない、関心がない	747	67.0	70.7	78.1
合計		1,115	100.0	99.8	100.0
無回答		23			

注

*1 1971年版の質問文で「ワラビやゼンマイ」とあったのを、1976年と2005年では「つつじや、ふじ、など庭に植えるのにちょうどよいような雑木」に変更した。

*2 1976年版の質問文「状況による」という選択肢を、2005年版では削除したので、「わからない」という選択肢の番号が3となっている。

*3 2005年版では「金額による」という選択肢を削除したので、「わからない」という選択肢の番号が3になっている。

「日本人の法意識」はどのように変わったか

*4 1971年版の質問文「うらみをはらすために1人の人を殺した者に対して」を、1976年版と2005年版では「殺人に対して」に変更。また1971年の選択肢から1年未満、1年、3年、7年、を削除し、20年を追加。問の形式も変更した。

*5 1971年版の質問文「最低の刑罰」を、1976年版と2005年版では「もっとも軽い刑罰」に変更。問の形式も変更。選択肢から死刑を削除。

5. 宗教

Q45 (旧Q4) は宗教や信仰の有無を尋ねたものである。2005年では7割弱のものが信じていないとしている。なお1971年、1976年、2005年になるにしたがって、信じているとするものが年々増加している点が興味深い。

6. デモグラフィック要因

2005年調査のサンプルのデモグラフィックは次の通りである(表4参照)。

(1) 性別

K票のサンプル1,138人のうち、男性が48.4% (551人)、女性が51.6% (587人) を占めている。

(2) 年齢

この調査の対象者は、2005年1月1日の時点で満20歳以上70歳以下の人である。一方、調査票においても調査日における生年と月を尋ねた(面接調査、留め置き調査票の両方で尋ねている)。そこでこの度数表では、2005年1月1日を基点に満年齢を計算し、20歳以上から10歳刻みで年代別(年齢階級)で集計した。ただし70歳については、60歳代に含め「60歳以上70歳以下」として集計した。

年齢別では20歳代が9.8% (112人)、30歳代が15.3% (174人)、40歳代が18.4% (209人)、50歳代が27.2% (309人)、60歳以上70歳以下が29.3% (334人) をしめていた。

(3) 居住地

居住地別では、14大市が18.4% (209人)、20万以上の市が24.8% (282人)、その他の市が36.7% (418人)、町村が20.1% (229人) であった。

(4) 年収

① 個人の年収

個人の年収の分布は、なしが15.6% (167人)、70万円未満が7.7% (82人)、100万円未満が9.6% (102人)、200万円未満が11.8% (126人)、300万円未満が11.8% (126人)、400万円未満が7.6% (81人)、500万円未満が6.9% (74人)、600万円未満が5.1% (55人)、700万円未満が3.6% (38人)、800万円未満が3.7% (40人)、900万円未満が1.5% (16人)、1,000万円未満が1.4% (15人)、1,500万円未満が1.7% (18人)、1,500万円以上が0.7% (7人)、わからないが11.3% (121人) である。

② 世帯の年収

世帯の年収の分布は、なしが0.9% (9人)、70万円未満が1.1% (12人)、100万円未満が2.1% (22人)、200万円未満が3.8% (40人)、300万円未満が6.8% (72人)、400万円未満が6.7% (71人)、500万円未満が10.4% (109人)、600万円未満が8.2% (86人)、700万円未満が6.9% (73人)、800万円未満が7.1% (75人)、900万円未満が4.1% (43人)、1,000万円未満が6.5% (68人)、1,500万円未満が6.6% (70人)、1,500万円以上が3.3% (35人)、わからないが25.5% (268人) である。

(5) 学歴

学歴は面接調査で尋ねた。本調査の最終学歴は、在学者、卒業者、中退者を含めたものである。

学校別で見ると、中学校が17.5% (198人)、高等学校が46.5% (525人)、短大・高専が9.3% (105人)、専門学校が6.8% (77人)、大学が18.2% (205人)、大学院が0.9% (10人)、その他が0.1% (1人)、小学校が0.2% (2人)、中学後の専門学校が0.1% (1人)、わからないが0.4% (5人) であった。

(6) 職業

職業別では、経営者・役員が4.7% (53人)、常時雇用の一般従業員が33.6% (382人)、臨時雇用・パート・アルバイトが13.7% (156人)、派遣社員が0.4% (4人)、自営業主・自由業者が12.3% (140人)、家族従事者が3.5% (40人)、内職が0.3% (3人)、学生が1.0% (11人)、専業主婦(夫)が18.2% (207人)、無職が12.1% (138人)、わからないが0.3% (3人) である。

「日本人の法意識」はどのように変わったか

表4 デモグラフィック

性別

	選択肢	度数(人)	%
1	男性	551	48.4
2	女性	587	51.6
	合計	1,138	100.0
	無回答	0	

年齢

	選択肢	度数(人)	%
1	20歳代	112	9.8
2	30歳代	174	15.3
3	40歳代	209	18.4
4	50歳代	309	27.2
5	60歳以上70歳以下	334	29.3
	合計	1,138	100.0
	無回答	0	

居住地区

	選択肢	度数(人)	%
1	14大市	209	18.4
2	20万以上の市	282	24.8
3	その他の市	418	36.7
4	町村	229	20.1
	合計	1,138	100.0
	無回答	0	

個人の年収

	選択肢	度数(人)	%
1	なし	167	15.6
2	70万円未満	82	7.7
3	100万円未満	102	9.6
4	200万円未満	126	11.8
5	300万円未満	126	11.8
6	400万円未満	81	7.6
7	500万円未満	74	6.9
8	600万円未満	55	5.1
9	700万円未満	38	3.6
10	800万円未満	40	3.7
11	900万円未満	16	1.5
12	1,000万円未満	15	1.4
13	1,500万円未満	18	1.7
14	1,500万円以上	7	0.7
15	わからない	121	11.3
	合計	1,068	100.0
	無回答	70	

世帯の年収

	選択肢	度数(人)	%
1	なし	9	0.9
2	70万円未満	12	1.1
3	100万円未満	22	2.1
4	200万円未満	40	3.8
5	300万円未満	72	6.8
6	400万円未満	71	6.7
7	500万円未満	109	10.4
8	600万円未満	86	8.2
9	700万円未満	73	6.9
10	800万円未満	75	7.1
11	900万円未満	43	4.1
12	1,000万円未満	68	6.5
13	1,500万円未満	70	6.6
14	1,500万円以上	35	3.3
15	わからない	268	25.5
合計		1,053	100.0
無回答		85	

学歴

	選択肢	度数(人)	%
1	中学校	198	17.5
2	高等学校	525	46.5
3	短大・高専	105	9.3
4	専門学校	77	6.8
5	大学	205	18.2
6	大学院	10	0.9
7	その他	1	0.1
8	小学校	2	0.2
9	専門学校(中学後の)	1	0.1
10	わからない	5	0.4
合計		1,129	100.0
無回答		9	

職業

	選択肢	度数(人)	%
1	経営者・役員	53	4.7
2	常時雇用の一般従業員	382	33.6
3	臨時雇用・パート・アルバイト	156	13.7
4	派遣社員	4	0.4
5	自営業主・自由業者	140	12.3
6	家族従事者	40	3.5
7	内職	3	0.3
8	学生	11	1.0
9	専業主婦(夫)	207	18.2
10	無職	138	12.1
11	わからない	3	0.3
合計		1,137	100.0
無回答		1	

「日本人の法意識」はどのように変わったか

【注】

- (1) 追試にあたっては、日本文化会議の調査の責任者の一人である飽戸弘氏（東京大学名誉教授、現東洋英和女学院大学学長）の許可を得た。
- (2) 日本文化会議の日本人の法意識調査は、分析技法のテクニカルティが高く、法学者が近づきにくかったこともあって、法学者によって頻繁に言及されているというわけではない。しかし、我々は日本文化会議の調査を法意識調査として高く評価している。その評価については、松村（1983）参照。
- (3) 留め置き法を採用した理由については、松村他（2006:1530）参照。
- (4) 30年の経過による社会状況の変化に伴うワーディングの変更、不適切なワーディングの変更について、方法論的には刺激の等価性をどう考えるのかという問題が生じる。
- (5) 日本文化会議（1982:3-9）の言葉遣いにそのまま従っている。

【引用文献】

- 松村良之(1983)「書評 日本文化会議（編）現代日本人の法意識 第一法規 1982」法律時報、55(5):116-118
- 松村良之他（2006）「現代日本人の法意識研究の理論モデルとリサーチデザイン」北大法学論集57巻3号:1477-1532
- 日本文化会議（編）（1973）『日本人の法意識——調査分析』至誠堂
- （1982）『現代日本人の法意識』第一法規